

西東京市公告

西東京都市計画道路事業の図書の縦覧について

西東京都市計画道路事業について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同条第2項及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年4月6日

西東京市長 池澤隆史

- 1 都市計画事業の種類及び名称
西東京都市計画道路事業3・4・12号東町線及び3・4・16号東伏見保谷線
- 2 縦覧期間
公告をした日の翌日から事業施行期間の終了の日又は土地等の取得の完了の通知を受ける日まで。ただし、西東京市の休日を定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に規定する休日を除く。
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時まで
- 4 縦覧場所
西東京市中町一丁目6番8号
西東京市役所保谷東分庁舎2階 まちづくり部都市計画課